

義務付け・枠付けの見直し(第3次見直し)の 閣議決定について

本日、「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」が閣議決定された。

検討対象となった条項のうち地方要望分については、先送りや部分的な見直しにとどまるものもあり、十分な内容とは言えないものの、地域主権改革の停滞が懸念される状況の中で一步一步その歩みを進めていこうとする姿勢は評価する。法制化の作業を進め、来年の通常国会において早期成立されることを期待する。

地域のことは地域に住む住民が決めるという地域主権改革の原点を踏まえ、住民福祉の向上につながるよう国と地方が真摯に協議を行い、今後の義務付け・枠付けの見直しを進めることが重要である。

これまでの3次にわたる見直しによって、第2次勧告で示された4,076条項のうち2,428条項が見直しの対象となったが、未検討条項への対応とあわせ、地方要望分の積み残し分への対応、とりわけ福祉施設等への「従うべき基準」の多用などの課題も残っており、これらについて更に見直しを進めることを強く求める。

平成23年11月29日

全国知事会

地方分権推進特別委員会

委員長 佐賀県知事 古川 康